日薬業発第３３３号
平成２１年１２月１７日

都道府県薬剤師会
　介護保険担当理事　殿
　社会保険担当理事　殿

日本薬剤師会
　常務理事　安部　好弘
　　（介護保険担当）
　常務理事　岩月　進
　　（医療保険担当）

介護保険請求に係る会計検査院からの指摘について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 21 年 11 月 11 日に公表された会計検査院の「平成 20 年度決算検査報告」によると、要介護認定（要支援１～２および要介護１～５）を受けている患者に係る薬局からの請求において、介護予防居宅療養管理指導費、または、居宅療養管理指導費として介護保険で算定すべきところを、在宅患者訪問薬剤管理指導料として誤って医療保険で算定していた事例について、不適正な請求である旨の指摘がされています。

つきましては、会務繁多な折とは存じますが、在宅患者への訪問薬剤管理指導時の介護保険証の確認および請求方法等について、あらためて貴会会員へのご周知を賜りますよう、お願い申し上げます。また、何らかの理由で、誤認に基づく請求を行ってしまった場合には、すみやかに医療保険での請求を取り下げ、介護保険での請求を行う等、適切な処置を行うよう、併せて周知方お願い申し上げます。

なお、居宅療養管理指導に係る利用者との契約、介護保険証の確認方法等、在宅（居宅）患者訪問管理指導に関する請求の詳細等については、下記に示す本会会員向け日薬ホームページに、介護保険関連情報として「在宅服薬マニュアル」を掲載しておりますので、適宜ご利用いただきたく存じます。

記

「在宅服薬支援マニュアル　改訂版」について
　トップページ>会員向けページ>介護保険関連情報
　　http://nichiyaku.info/member/ippanyaku/default.html

以 上